

# 尼崎市不妊治療ペア検査助成事業 申請に関する説明

## I 申請方法

- ・必要書類をそろえて、尼崎市保健所健康増進課に提出してください。
- ・申請期限:検査の終了した日の属する年度内(4月1日から翌年の3月31日)までに申請してください。  
複数回にわたり検査を行った場合は、最後の検査日の属する年度内が申請期限になります。

**いかなる理由でも申請期限を過ぎた場合は助成対象となりません。ご注意ください。**

## II 必要書類

- ① 尼崎市不妊治療ペア検査助成事業申請書(第1号様式)
- ② 尼崎市不妊治療ペア検査助成事業世帯調書(第1号の2様式)
- ③ 尼崎市不妊治療ペア検査助成事業受診等証明書(第2号様式)※医療機関(主治医)の記入が必要です
- ④ 領収書の原本(受診等証明書の領収年月日及び領収金額と一致するもの)  
(診療明細書があれば明細書の原本もお持ちください)
- ⑤ 尼崎市に居住するご夫婦であることを証明する書類【発行後3カ月以内のもの】  
(原則として続柄が記載された住民票の写しです。同意があれば市が確認し、書類の提出を省略できます。ご夫婦が世帯主でない場合、夫婦別世帯の場合、外国籍を有する場合などは他の書類が必要です)
- ⑥ 戸籍謄本【発行後3カ月以内のもの】及び事実婚申立書  
(住民票にて法律上の夫婦であること(続柄)が確認できない場合、または事実婚の場合など別表で必要書類とされている場合は提出が必要となります)
- ⑦ 振込先のわかる通帳もしくはキャッシュカード(申請書に記入したもの)

※上記の⑤⑥の書類について、申請書の同意書欄を記入し、尼崎市が書類の内容について調査することに同意していただければ、省略できる場合があります。

### (別表) 尼崎市に居住する法律上または事実婚の夫婦であることを証明する書類

<法律婚の場合>

状況	必要書類	備考	
夫婦が同一世帯	世帯主が夫または妻	・住民票の写し(夫婦分)(続柄記載) ※ 申請書で調査の同意があれば、世帯調書提出にて省略可	夫および妻が尼崎市内に居住する場合のみ
	世帯主が夫でも妻でもない	・住民票の写し(夫婦分)(続柄記載) (戸籍の筆頭者を記載)	
	夫または妻のいずれか一方が外国籍を有する等により別姓	・住民票の写し(夫婦分)(続柄記載) (続柄記載) ※ 申請書で調査の同意があれば、世帯調書提出にて省略可 ・日本国籍を有する者の戸籍謄本 ※ 住民票だけで夫婦関係が証明できない(続柄の記載がない)場合	
	夫および妻が外国籍を有し、かつ別姓	・住民票の写し(夫婦分)(続柄記載) ※ 申請書で調査の同意があれば、世帯調書提出にて省略可 ・婚姻日を証明する書類 (外国語による書類の場合は日本語訳を添付)	
夫婦が別世帯	夫および妻が日本国籍を有する	・住民票の写し(尼崎市内在住者のもの) ※ 申請書で調査の同意があれば、世帯調書提出にて省略可 ・戸籍謄本(夫婦両方記載あるもの)	夫または妻が尼崎市外に居住する場合を含む
	夫または妻のいずれか一方が外国籍を有する	・住民票の写し(尼崎市内在住者のもの) ※ 申請書で調査の同意があれば、世帯調書提出にて省略可 ・日本国籍を有するものの戸籍謄本	

	夫および妻が外国籍を有する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の写し(尼崎市内居住者のもの)</li> <li>※ 申請書で調査の同意があれば、世帯調書提出にて省略可</li> <li>・婚姻日および婚姻関係を証明する書類(外国語による書類の場合は日本語訳を添付)</li> </ul>	
--	---------------	---	--

<事実婚の場合>

状 況		必 要 書 類	備 考
夫婦が同一世帯	世帯主が夫または妻	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の写し(夫婦分)(続柄記載)</li> <li>※ 申請書で調査の同意があれば、世帯調書提出にて省略可</li> <li>・兩人それぞれの戸籍謄本</li> <li>・申立書</li> </ul>	夫および妻が尼崎市内に居住する場合のみ
	世帯主が夫でも妻でもない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の写し(夫婦分)(続柄記載)</li> <li>※ 申請書で調査の同意があれば、世帯調書提出にて省略可</li> <li>・兩人それぞれの戸籍謄本</li> <li>・申立書</li> </ul>	
	夫または妻のいずれか一方が外国籍を有する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の写し(夫婦分)(続柄記載)</li> <li>※ 申請書で調査の同意があれば、世帯調書提出にて省略可</li> <li>・日本国籍を有する者の戸籍謄本</li> <li>・外国籍の方の婚姻要件具備証明書</li> <li>・申立書</li> </ul>	
	夫および妻が外国籍を有し、かつ別姓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の写し(夫婦分)(続柄記載)</li> <li>※ 申請書で調査の同意があれば、世帯調書提出にて省略可</li> <li>・兩人の婚姻要件具備証明書</li> <li>・申立書</li> </ul>	
夫婦が別世帯	夫および妻が日本国籍を有する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の写し(尼崎市内居住者のもの)</li> <li>※ 申請書で調査の同意があれば、世帯調書提出にて省略可</li> <li>・兩人それぞれの戸籍謄本</li> <li>・申立書(同一世帯でない理由を記載)</li> </ul>	夫または妻が尼崎市外に居住する場合を含む
	夫または妻のいずれか一方が外国籍を有する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の写し(尼崎市内居住者のもの)</li> <li>※ 申請書で調査の同意があれば、世帯調書提出にて省略可</li> <li>・日本国籍の方の戸籍謄本</li> <li>・外国籍の方の婚姻要件具備証明書等</li> <li>・申立書(同一世帯でない理由を記載)</li> </ul>	
	夫および妻が外国籍を有する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の写し(尼崎市内居住者のもの)</li> <li>※ 申請書で調査の同意があれば、世帯調書提出にて省略可</li> <li>・兩人の婚姻要件具備証明書等</li> <li>・申立書(同一世帯でない理由を記載)</li> </ul>	

Ⅲ 相談・問い合わせ先

尼崎市保健所健康増進課 電話 06-4869-3033  
 FAX 06-4869-3049  
 〒 660-0052 尼崎市七松町1-3-1 502  
 JR 立花駅前フェスタ立花南館5階